

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



第 4 次 埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ） （令和 9 年度～令和 1 3 年度）

素案

目次

1	本計画策定の目的及び背景	1
(1)	目的及び背景	1
(2)	体制の整備	1
2	管理すべき鳥獣の種類	3
3	計画の期間	4
4	管理を行う区域	4
5	県内のイノシシの現状	4
(1)	分布状況	4
(2)	生息状況	5
(3)	被害状況	5
6	第3次計画の評価	7
(1)	個体数管理に対する評価	7
(2)	農業被害に対する評価	8
(3)	総括	8
7	本計画の目的及び目標	8
(1)	個体数管理の目標	8
(2)	人身被害及び農業被害対策の目標	9
(3)	環境整備対策の目標	9
8	個体数管理	9
(1)	個体数管理の考え方	9
(2)	捕獲目標	9
(3)	捕獲圧強化に対する取組	10
9	人身被害及び農業被害防止に対する取組	11
(1)	人身被害の防止	11
(2)	農業被害の低減化	12
10	環境整備に関する取組	12
11	モニタリング等の調査研究	13
12	その他管理のために必要な事項	13
(1)	捕獲の担い手確保	13
(2)	捕獲従事者等へのルール徹底	13
(3)	錯誤捕獲への対応	14
(4)	感染症等への注意喚起、対策等	14

資料編	15
資 1 県内におけるイノシシ生息状況.....	16
資 2 県内におけるイノシシの捕獲数の推移.....	17
資 3 県内におけるイノシシの被害状況.....	18
資 4 捕獲従事者状況.....	19

1 本計画策定の目的及び背景

(1) 目的及び背景

本県におけるイノシシの生息域はかつては秩父山地や上武山地とその外縁部に限られていた。その後、生息域が北部地域や比企地域及び西部地域に拡大していった。生息域の拡大とともに、それらの地域では農業被害をも深刻化していった。そこで、本県では、平成 18 年度から特定鳥獣保護管理計画^{*1}を策定し、関係機関と連携しながら、イノシシの管理に関する様々な施策を展開してきた。

具体的な対策として、各市町村においては鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲の強化が進められ、捕獲圧の維持・向上を図ってきた。また、捕獲の担い手の確保を目的に、狩猟免許試験事前講習会を開催するなどの施策を講じてきた。加えて、平成 30 年度の国内における野生イノシシの豚熱 (CSF) の発生に伴い、豚熱 (CSF) 対策としてイノシシを対象とした感染状況調査を継続的に実施し、ウイルスの監視および感染拡大防止に向けた適切な防疫措置等を講じてきた。

こうした中、平成 26 年 5 月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、著しい被害を及ぼす鳥獣の管理（生息数の減少及び生息域の縮小）の強化等を目的とする計画体系の見直しが行われ、鳥獣保護管理法^{*2}第 7 条の 2 の規定に基づき第二種特定鳥獣管理計画を策定した（計画期間：平成 27 年 5 月 29 日～平成 29 年 3 月 31 日）。

以降、第 2 次計画（計画期間：平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日）、第 3 次計画^{*3}（計画期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日）と対策を続けてきたが、農業被害が依然として高い水準にあり、また、生息域の範囲が拡大していることから、今回、第 4 次計画を策定することとする。

本計画は、人とイノシシとの軋轢を解消することを通じて、生物多様性の確保と生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 体制の整備

本計画の目的を果たすために、イノシシの管理については、環境省の基本指針^{*4}に基づき、国・県・市町村がそれぞれ役割を分担し、連携しながら推進する。

^{*1} 現、特定鳥獣管理計画

^{*2} 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

^{*3} 第 3 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）

^{*4} 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（R03.10 告示）

加えて、本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であるため、県は、関係行政機関、農林業団体、猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、合意形成を図りながら各種対策を推進する。

ア 県

県は、計画の策定や変更、達成状況の評価を行うとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業^{*5}を実施する。県域における各主体の取組の調整を行うとともに、市町村が策定する被害防止計画^{*6}と本計画との整合性を確認する。

また、国や他都県とは広域的な連携を確保し、出没情報の共有や捕獲の実施を行い、市町村とは、情報共有や広域的な連携の促進、特に市町村単独での対応が困難な地域においては、個体数調整のため、必要な支援に努める。

捕獲数、生息状況、被害状況等の情報を収集・分析し、国、他都県との施策の連携や捕獲のための調査研究を行う。個体数管理の実現に向けた実践的研修の実施など狩猟の担い手の育成を行う。

野生鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査、および関係部局と連携したサーベイランスといった防疫対策を実施する。

その他、専門的な見地から、本計画の遂行状況について、分析・評価するとともに、必要な見直し等を検討するため、有識者、関係団体、行政関係者からなる特定鳥獣保護管理検討委員会を、必要に応じ開催する。

イ 市町村

市町村は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき委譲された有害鳥獣捕獲許可^{*7}の適切な運用を図るとともに、管内における鳥獣の生息状況、被害状況、対策の効果を適確に把握・分析した上で、捕獲を実施する。

実施に当たっては、定期的に、地域の実態に即した捕獲体制を構築する必要があることから、地元猟友会など関係機関と連携する。

捕獲結果の県への提供を実施する。

市街地への出没など住民の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれが

^{*5} 鳥獣保護管理法第二条第五項に基づき環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業

^{*6} 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条第1項に規定する被害防止計画

^{*7} 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条別表により規定される鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可

ある緊急事態においては、県、警察その他の関係機関と密接に連携し、迅速かつ適切に対処するための体制を整備する。

ウ 県民・事業者

県民・事業者は、防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物（廃棄農作物や放棄果樹）の除去といった、個々の農地や集落全体の被害防除対策を実施するなど、被害防止に向け、県、市町村の施策に協力する。

また、イノシシの農地周辺や市街地での目撃、出没の情報を県や市町村に提供するとともに、適切な防疫を通して、豚熱（CSF）のまん延防止に努める。

【県】

- ・ 特定鳥獣管理計画の策定
- ・ 全県の捕獲数、生息状況、被害状況等の情報収集・分析
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ・ 隣接都県、市町村との連携体制の構築
- ・ 県民・事業者等が行う被害防除対策への支援
- ・ 捕獲のための調査研究の実施
- ・ 狩猟の担い手の育成
- ・ 特定鳥獣保護管理検討委員会の開催

【市町村】

- ・ 地域の状況に応じた管理や防除対策の実施
- ・ 捕獲許可の適切な運用による地域の実態に即した捕獲体制の構築・強化
- ・ 管内における生息状況、被害状況等の情報収集・分析
- ・ 捕獲結果の県への情報提供

【県民・事業者】

- ・ 防護柵の設置等、被害防除対策の実施
- ・ 県・市町村の施策への協力
- ・ 県、市町村への目撃・出没情報の提供

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの間

計画の実行性を担保するため、中間年度（令和11年度）を目途に、計画の見直しを行う「ローリング」を実施することとする。

なお、生息状況又は社会状況等に大きな変動があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 管理を行う区域

本計画から行田市、加須市、東松山市、羽生市および深谷市の5市を追加する。

行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、入間市、坂戸市（県道川越・越生線以西のみ）、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町

5 県内のイノシシの現状

(1) 分布状況

本県におけるイノシシの生息域は、明治時代以降は奥秩父山地、上武山地及び外秩父山地とその外縁部に限られていたが、近年は拡大傾向にある。関東山地に連なる山地から東に分布が拡大していることに加え、近年では北東部の渡良瀬遊水地周辺でも生息が確認されている（図3^{*8}）。

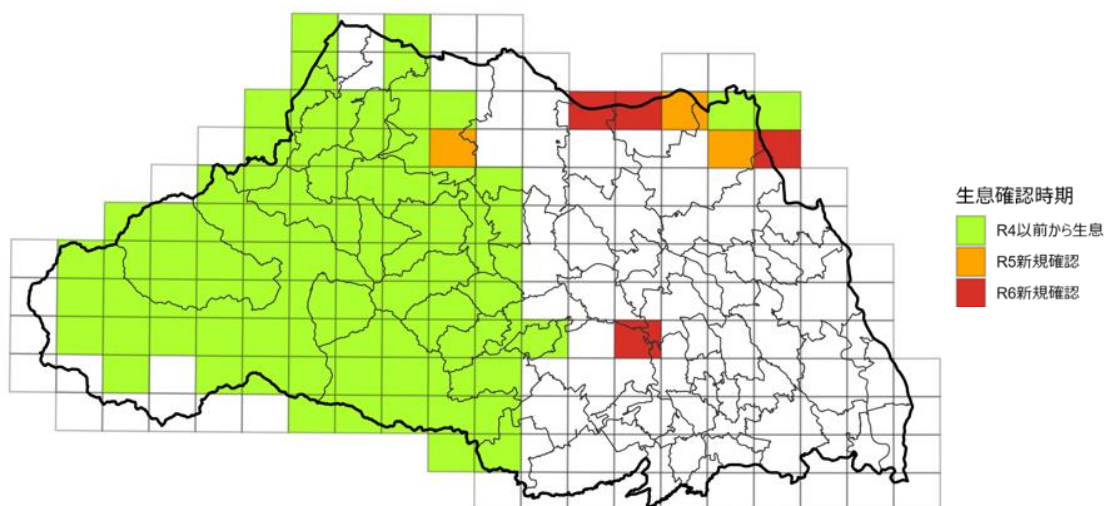


図3 令和4年度以降のイノシシ生息メッシュ

^{*8} 統計上、生息が確認される地域を示しており、色が塗られていない地域においてもイノシシが実際に生息している場合もある

(2) 生息状況

本県におけるイノシシの個体数は、令和元年度に発生した豚熱（CSF）の流行を契機として、令和2年度にかけて大幅に減少した。しかしながら、それ以降は再び緩やかな増加傾向に転じている。

階層ベイズモデル^{*9}による個体数推定結果（令和7年度生息状況調査による推定値）によると、令和6年度末の個体数は中央値 2,253 頭（90%信用区間：1,338-4,957 頭）であった（図4）。

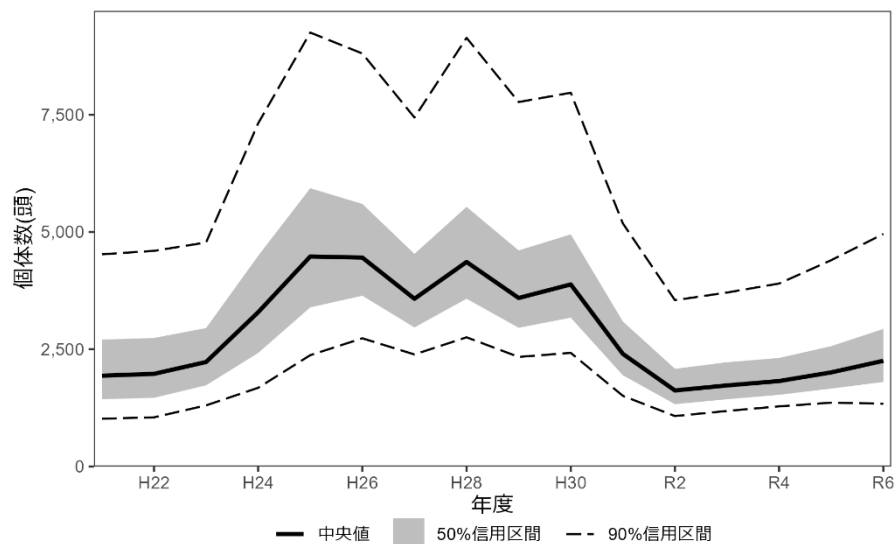


図4 階層ベイズモデルによる個体数推定結果
（令和7年度生息状況調査）

(3) 被害状況

ア 農業被害

イノシシによる農業被害金額は、平成22年度から平成30年度まではおよそ3,000万円から5,000万円で推移していた（図5）。その後、令和元年度に発生した豚熱（CSF）の流行を機に、2,000万円未満に低下し、その後もおおむね横ばいに推移している。ただし、令和4年度以降の2年間は増加傾向にあり、これが一時的なものかどうかも含め、注視が必要である。

^{*9} 個体数と相関がある捕獲数や狩猟者登録数当たりの捕獲数等の指標と、これまでの研究で範囲が推定されている自然増加率等の生態情報を活用して、統計解析から個体数を推定する方法。

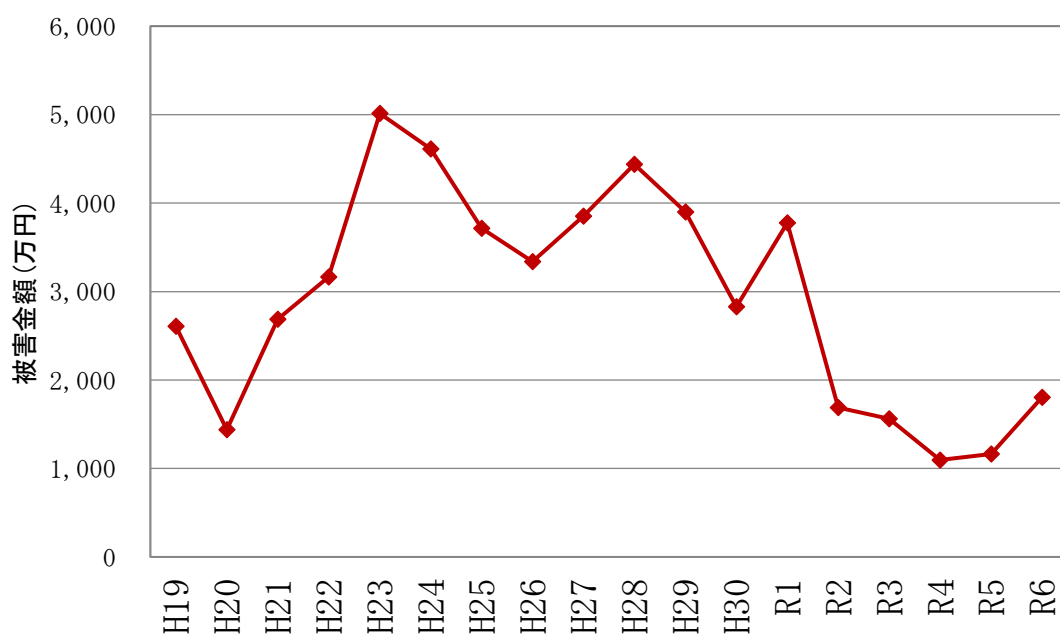


図5 農業被害金額の推移（県農林部資料）

一方、豚熱（CSF）が流行した令和元年度以降は、豚熱（CSF）のモニタリングとして捕獲したイノシシの捕獲個体と死亡個体について感染状況を監視している。捕獲個体の感染状況検査結果によると、令和元年度に約9%を超えていた陽性率は、令和6年度、令和7年度は1%未満となった（図6）。

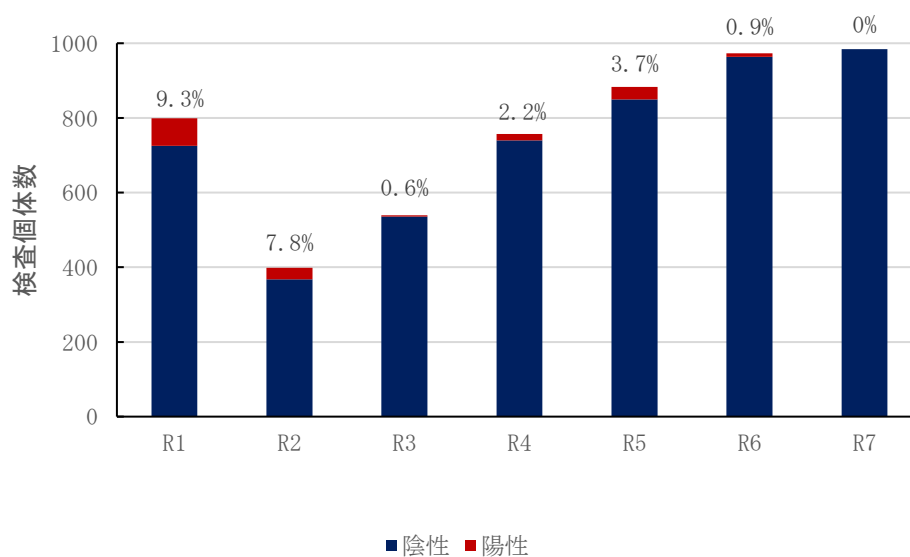


図6 野生イノシシの豚熱（CSF）検査結果

イ 人身被害等

イノシシによる人身被害は、近年は年 1、2 件発生している。
県内の市街地出没は毎年発生しており、近年は高い水準で推移している（表 1）。

表 1 県内のイノシシの市街地出没および人身被害の発生件数

年度	市街地等への 出没件数（件）＊	人身被害件数 （件）
H28	25	0
H29	4	0
H30	7	1
R1	50	1
R2	16	2
R3	2	0
R4	9	0
R5	46	2
R6	42	1
R7	42	1

＊同一と思われる個体の連続出没を含む延べ報告件数

6 第 3 次計画の評価

(1) 個体数管理に対する評価

第 3 次計画（令和 4 年度～ 8 年度）においては、個体数管理の具体的な数値目標として、全県での個体数目標と捕獲目標を設定した（表 2）。

表 2 第 3 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）における個体数管理の目標

	設定した目標	現状
個体数 目標	平成 23 年度の推定個体数（中央値 3,076*頭）から半減させる（半減目標数：中央値 1,538 頭）。	2,253 頭 (R6)
捕獲 目標	個体数目標と個体数半減を達成するため、年間 500～1,500 頭を維持する。	1,393 頭／年 (R4～R6)

＊「令和 2 年度イノシシ・ニホンジカ生息状況調査及び個体数推定業務」による推定値

計画期間中の総捕獲数は、令和 4 年度が 1,223 頭、令和 5 年度が 1,435 頭、令和 6 年度が 1,522 頭であり、計画で掲げた捕獲目標数を達成した。
しかしながら、個体数目標は、令和 7 年度の階層ベイズモデルによる個

体数推定の結果、令和 6 年度末は 2,253 頭（中央値）であった。豚熱（CSF）流行前の平成 30 年度（中央値 3,882 頭）からは減少しているものの、目標である「平成 23 年度からの半減（中央値 1,114 頭）」の達成には至らなかった。

これは、個体数目標の達成に必要な捕獲目標の設定が低かったことが考えられる。

(2) 農業被害に対する評価

第 3 次計画当初は、農業被害について被害が増加する以前の安定した水準にまで抑えよとの目標を掲げた。

農業被害金額は令和 2 年度以降、2,000 万円未満で推移している。これは、県農林部が集計を始めた平成 19 年度以降の水準と比較すると低い水準であり、目標は達成できたといえる。これは、有害鳥獣捕獲を高い強度で実施したことで生息密度の低下を達成できたことによると考えられる。

(3) 総括

(1)、(2)と振り返り、第 3 次計画で定めた個体数目標には達しておらず、全県的にみると、依然生息頭数は多く、生息密度は高いままである。

そのため、人身被害や農業被害は避けられない状況にある。

よって、県では引き続きイノシシを指定管理鳥獣とし、第二種特定鳥獣保護管理計画を策定し、管理していく必要がある。

7 本計画の目的及び目標

本計画の目的は、人とイノシシとの軋轢を解消することを通じて、生物多様性の確保や防災、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展に寄与することである。

この目的を達成するため、個体数管理について、捕獲頭数を目標として設定し、管理を行うとともに、農業被害及び生活環境被害に関する対策を行う。

取組内容については、継続的にモニタリングを行い、目標の達成状況や対策の実施状況を評価する。そしてその評価結果を踏まえ、対策等を立案するなど、PDCA サイクルを回すことで本計画の進捗管理を行っていく。

(1) 個体数管理の目標

- 県全体のイノシシの個体数について、平成 23 年度水準からの半減^{*10}（1,114 頭）を目指す。

^{*10} 抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成 25 年 12 月 26 日環境省・農林水産省）

(2) 人身被害及び農業被害対策の目標

- 市街地への出没を令和7年度と同等以下に抑えるとともに、人身被害0を目指す
- 農業被害を令和6年度と同等以下の、2,000万円未満に抑える

(3) 環境整備対策の目標

- 現時点のイノシシの分布拡大防止を目指す

8 個体数管理

(1) 個体数管理の考え方

イノシシは我が国の在来種であり、古来より本県の生態系を構成する重要な要素であるが、現在、県内の個体数は増加傾向にあり、東部地域など生息域の分布も拡大していることから、各地で重大な軋轢が生じている。そこで、適切に個体数を管理していく。

(2) 捕獲目標

個体数を適切に管理し、生息域における生息密度を低減するには、メリハリをつけつつも全体として捕獲を強化する必要がある。そこで、捕獲目標を下記のとおり定める。

計画当初2年間は、個体数増加を確実に抑制するため、捕獲を強化し、個体数管理の目標（平成23年度水準からの半減1,114頭）の確実な達成を目指す。

捕獲目標数については表3のとおりとする。

表3 将来予測された個体数及び目標達成のために必要な捕獲数

	年度	年度当初個体数	捕獲目標数	年度末個体数
推定結果及び捕獲実績	令和6年度	3,775	1,522	2,253
予測結果	令和7年度	4,030	1,618	2,412
	令和8年度	4,296	1,706	2,590
	令和9年度	4,645	2,100	2,545
	令和10年度	4,477	2,100	2,377
	令和11年度	4,199	2,000	2,199
	令和12年度	3,750	2,000	1,750
	令和13年度	3,009	2,000	1,009

※ 年度当初個体数は、前年度末以降に出産によって増加した個体が含まれることを想定し、年度末個体数と自然増加率の積として算出される。

なお、階層ベイズモデルの性質上、過去に遡って推定個体数が更新されることから、今後の推定個体数も変化する可能性がある。目標値と達成状況については、毎年度実施する生息状況調査の結果に応じて見直すものとする。この捕獲目標を達成するため、次の取組を通じて捕獲圧を強化していく。

(3) 捕獲圧強化に対する取組

ア 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

県、生息状況調査結果や被害発生状況等を踏まえ、特に東部地域の一部をはじめ、生息密度が高い地域や被害が継続して発生している地域又は分布拡大の抑制を図る必要がある地域において、個体数管理のための法第14条の2の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

実施に当たり、県は、別途、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業実施内容等を定めるとともに、市町村や関係団体などと緊密に連携を図っていく。

イ 有害鳥獣捕獲の実施

狩猟による捕獲は、必ずしも被害実態や生息密度の多寡に応じたものとはならないため、市町村は、農林業被害の実態等を勘案の上、有害鳥獣捕獲の実施体制を確保し、県より権限を委譲された有害鳥獣の捕獲許可について、適切に運用する。

また、イノシシが住宅街や市街地周辺に出没し、県民への人身被害等が発生するおそれがある実態を勘案し、市町村は、住宅地等への出没に対して、従来の追払いによる対策に加え、県、警察等の関係機関と連携し有害鳥獣捕獲を実施する。

ウ 新たな捕獲手法等の検討・研究

県は、イノシシの効率的な捕獲を実施するため、簡易な捕獲方法の開発等新たな捕獲手法の検討を進めていく。

特に、東部地域など分布が拡大している地域では、県は赤外線カメラを搭載したドローンや自動撮影カメラによる調査結果や出没情報等を活用し、市町村は生息状況や移動経路を把握したうえで効果的・効率的な捕獲を行う。特に定着初期段階の地域について、その土地の管理者は藪の刈払いを行うなど、イノシシを定着させない取組も行う。

また、継続的に捕獲を実施していくため、捕獲個体については、ジビエ

などの利活用について、今後研究していく。

エ はこわな等の奨励

人里近くや農地及びその周辺に出没するイノシシを銃猟により捕獲することは事故の危険性も高まることから、県としては、はこわなによる捕獲を奨励する。

さらに、農業者であれば事業の被害防止のために狩猟免許を有せずとも設置できる囲いわなの設置も奨励する。

オ 狩猟期間の延長

県は、狩猟による捕獲圧を高めて生息数の低減を図るため、11月15日から2月15日までである本県の狩猟期間を、法第14条第2項に基づき、一部の市町村においてイノシシの狩猟期間を1カ月延長し、3月15日までとする。

ただし、一般の入山者の安全を確保する観点から、2月16日から3月15日までの間の猟法は「わな猟」に限るものとし、銃器の使用は、わなにかかったイノシシの止めさしに限り認める。

9 人身被害及び農業被害防止に対する取組

(1) 人身被害の防止

人身被害を効果的に防止するためには、人の生活圏周辺での生息密度を低減させるとともに、市街地出没時の体制などを整備しておく必要がある（図7）。

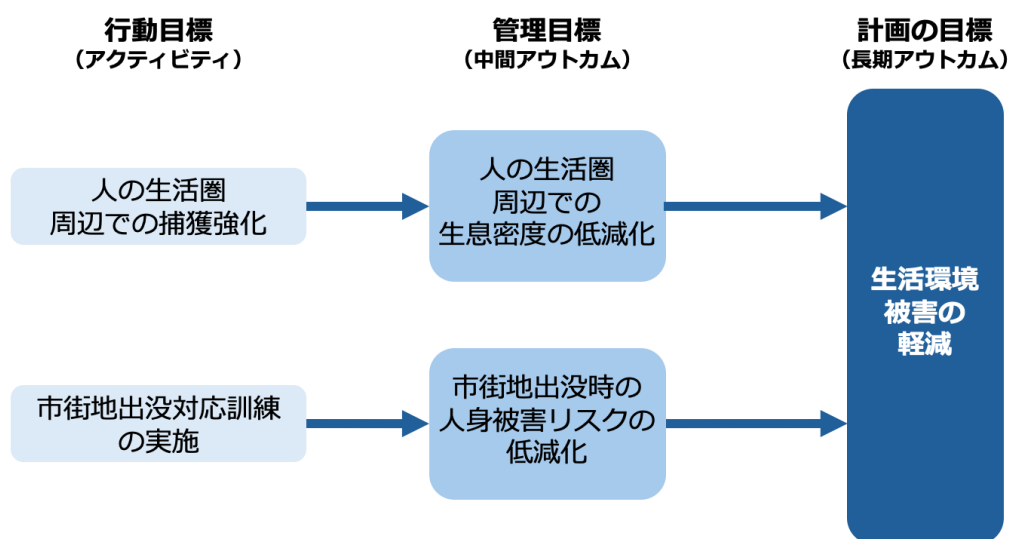


図7 生活環境被害の低減のための具体的な方策

人の生活圏周辺での生息密度を低減させるためには、市町村による重点的な、人の生活圏周辺での捕獲の強化が求められる。有害鳥獣捕獲の実施などを行うとともに、必要に応じて、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

市街地出没時に適切な対応ができる体制を整備するためには、市町村は平時から関係機関（県、警察、猟友会等）による連絡体制の構築と役割分担を明確化し、マニュアルの整備や模擬訓練を実施するよう努める。

(2) 農業被害の低減化

農業被害を効果的に軽減・防止するためには、農地の周辺において、生息密度の低減化を図るとともに、豚熱（CSF）対策を行い、畜産業へのリスクを低減させる。

農地周辺での生息密度の低減化には、県や市町村は捕獲を強化するとともに、イノシシを定着させないよう、県民・事業者は藪などの刈払いを行う。

また、事業者は防護柵を適切に設置し被害防止を図っていく。豚熱（CSF）対策について、県は野生イノシシに対する事業を行い、畜産業リスクを低減させていく（図8）。

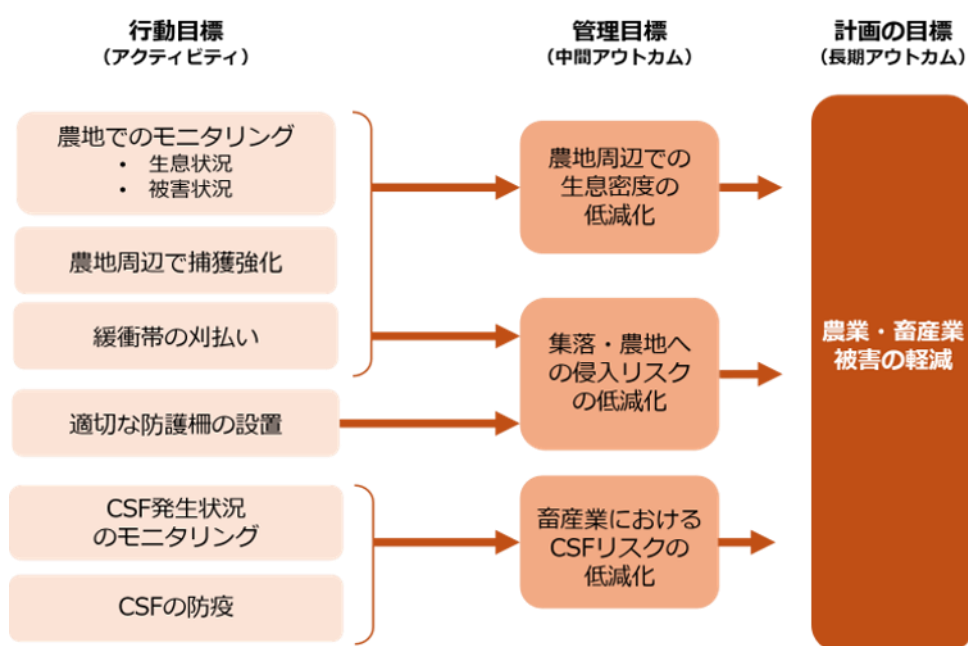


図8 農業被害の低減化のための具体的な方策

10 環境整備に関する取組

人との軋轢を解消し、被害を低減するためには、人とイノシシとの棲み分けを図ることが重要である。そのため、県民や事業者はイノシシの侵入や定

着を防止するため、侵入経路や隠れ処となる林縁部、河川敷、耕作放棄地等の藪の刈払いを行うとともに、イノシシにとっての餌資源となる放棄竹林や放任果樹の伐採を行うよう努める。

1 1 モニタリング等の調査研究

生息分布状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することは、計画的なイノシシの管理に不可欠である。そのため、モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を分析・評価することとする。現在実施している狩猟の出猟カレンダー調査や痕跡密度調査等を継続し、個体群動態の推移把握のための多角的なデータ収集に努める。

さらに、イノシシによる被害状況などを把握するため、県は市町村や農業従事者、関係団体等とも連携し、被害状況のモニタリング体制の構築について検討する。

1 2 その他管理のために必要な事項

(1) 捕獲の担い手確保

本県では、近年、狩猟免許所持者は増加傾向にある一方、狩猟者登録者数は横ばいとなっている。今後、目標の達成に向け、捕獲圧を強化し、持続可能な野生鳥獣の保護管理を推進していくためには、新たな担い手の確保が極めて重要である。

現在、県では狩猟免許試験事前講習会、狩猟初心者向けの研修会及び巻狩りによる捕獲の実践研修会などを開催しており、今後も関係団体や市町村等と緊密に連携しながら、担い手の確保・育成に努める。また、広域的な個体数調整に迅速かつ柔軟に対応できるよう、捕獲技術の向上や効果的な広域捕獲体制の構築を推進する。

(2) 捕獲従事者等へのルールの徹底

捕獲個体の放置や柵などで囲まれた土地又は作物のある土地への無断侵入などが発生しないよう、県は、狩猟免許更新講習等の機会を活用し、狩猟者へルールの徹底についての周知を図る。民家や農地等の周辺で活動する際には、土地への立ち入りや使用する猟具・猟犬の管理に細心の注意を払い、居住者等への安全確保に十分配慮するよう指導する。また、捕獲したイノシシの埋設が不十分な場合、クマなどを呼び寄せてしまう恐れがあるため、県は、適切な処理が行われるよう、処分方法について、周知を図る。

(3) 錯誤捕獲への対応

県はカモシカなどの錯誤捕獲のおそれがある場合には、出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

錯誤捕獲が発生した場合は、専門家の協力のもと、速やかに対応ができる体制を平時から構築する。

(4) 感染症等への注意喚起、対策等

ア ダニ媒介等の感染症

イノシシに寄生するマダニは重症熱性血小板減少症候群（SFTS）をはじめとする様々な感染症を媒介する。捕獲作業や解体作業等に伴い、ダニ媒介等の感染症に感染する危険性があることから、県は、狩猟者や捕獲従事者等に対し注意喚起を行う。

イ 豚熱（CSF）

捕獲作業等の際にイノシシに接触することにより狩猟者や捕獲従事者が豚熱（CSF）ウイルスを拡散することがないように、適切な防疫措置について注意喚起を行う。

資料編

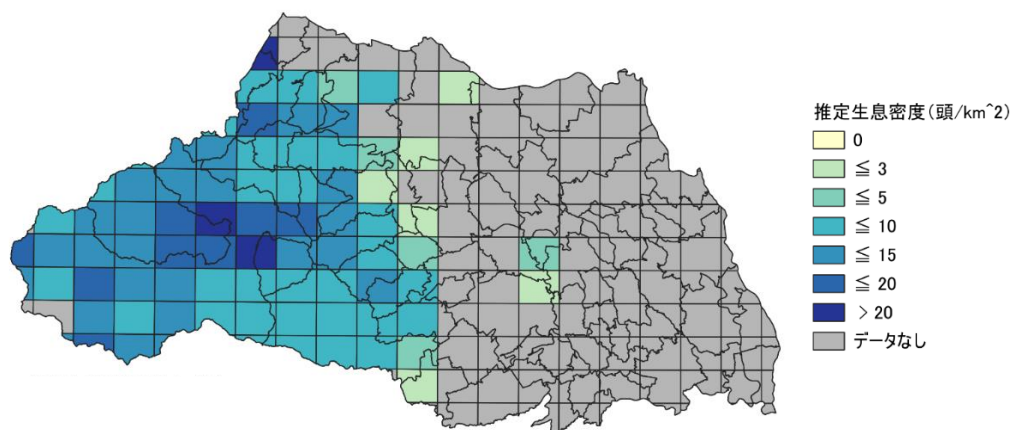
資 1 県内におけるイノシシ生息状況

(1) 個体数推計

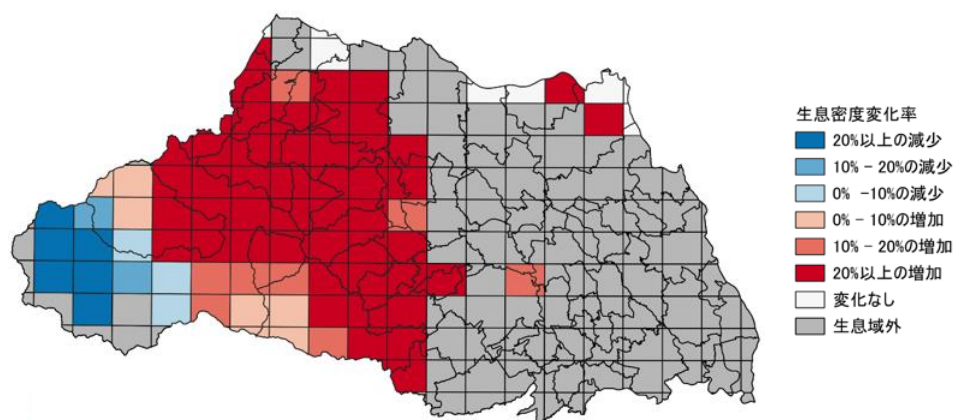
年度	推定個体数【中央値】
H21	1,935 (1,018-4,524) 頭
H22	1,974 (1,047-4,598) 頭
H23	2,227 (1,302-4,776) 頭
H24	3,289 (1,677-7,317) 頭
H25	4,478 (2,373-9,253) 頭
H26	4,454 (2,733-8,806) 頭
H27	3,576 (2,388-7,441) 頭
H28	4,361 (2,754-9,141) 頭
H29	3,593 (2,335-7,771) 頭
H30	3,882 (2,422-7,969) 頭
R1	2,400 (1,506-5,182) 頭
R2	1,620 (1,074-3,545) 頭
R3	1,728 (1,183-3,708) 頭
R4	1,821 (1,281-3,901) 頭
R5	2,006 (1,360-4,399) 頭
R6	2,253 (1,338-4,957) 頭

資料 表 1 階層ベイズモデルにより推定されたイノシシの個体数

(2) 生息密度

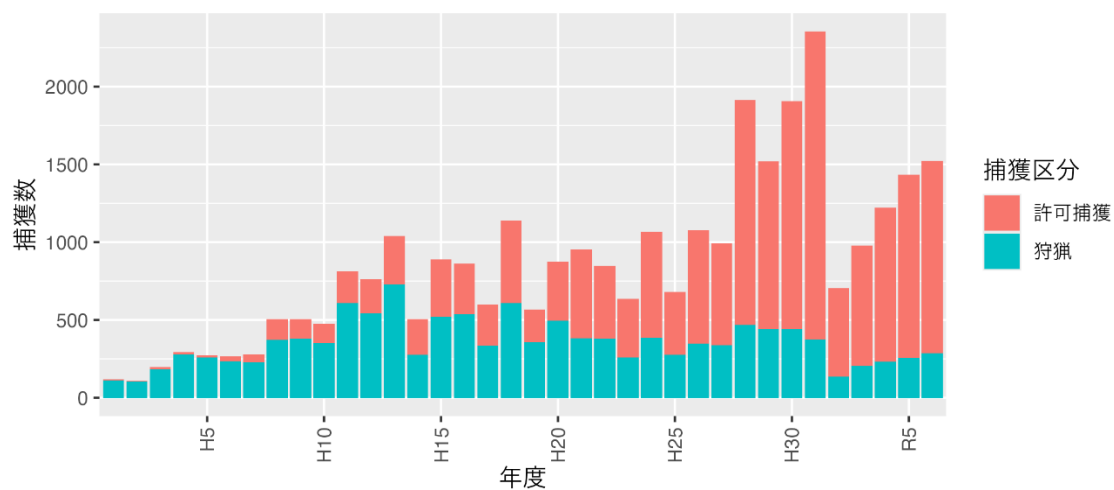


資料 図 1 令和6年度におけるメッシュ生息密度



資料 図 2 令和2年度から令和6年度におけるメッシュ生息密度の平均変化率

資 2 県内におけるイノシシの捕獲数の推移



資料 図 3 イノシシの捕獲数の推移

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
狩猟	336	607	360	494	381	380	259	387	276	349
許可捕獲	262	532	207	381	573	467	376	681	404	728
合計	598	1,139	567	875	954	847	635	1,068	680	1,077
年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
狩猟	339	467	440	441	375	134	204	233	257	287
許可捕獲	652	1,446	1,080	1,467	1,980	570	774	990	1,178	1,235
合計	991	1,913	1,520	1,908	2,355	704	978	1,223	1,435	1,522

資料 表 2 区分別イノシシの捕獲数の推移

資 3 県内におけるイノシシの被害状況

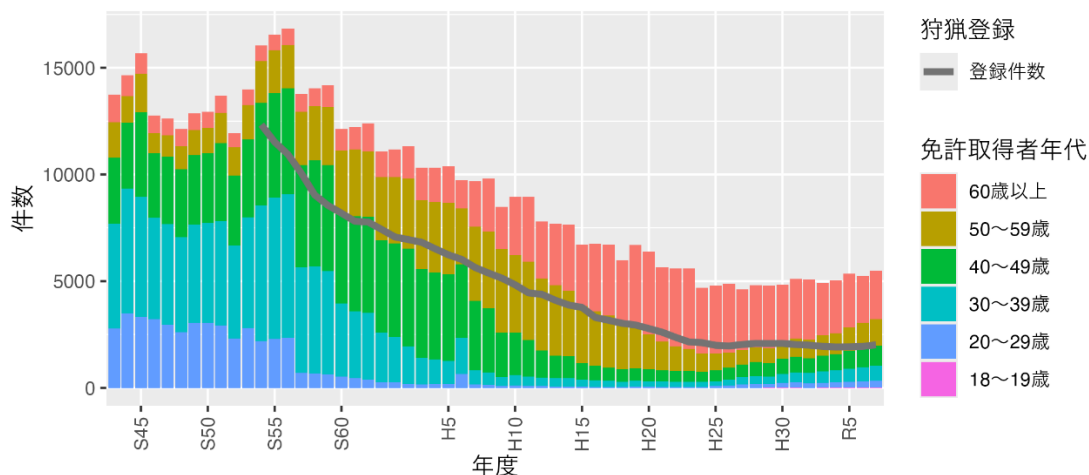
年度	日付	時刻	地点	状況
令和7年度	6月28日	午前9時30分頃	本庄市	くくりわなにかかったイノシシに男性1人が噛まれる
令和6年度	9月2日	午前9時30分頃	小鹿野町	草刈り中に男性1人が噛まれる
令和5年度	12月7日	不明	所沢市	児童が接触して転倒
	1月28日	午前9時50分頃	本庄市	4人が噛まれるなどして重軽傷
令和2年度	2月12日	昼頃	長瀬町	1人が手足を噛まれる
	3月27日	午前8時30分頃	加須市	1人が手足を噛まれ重傷
令和1年度	12月22日	午前10時30分頃	美里町	1人が突進後に噛まれ軽傷、2人が噛まれ軽傷
平成30年度	1月8日	午前11時40分頃	小川町	1人が突進され重傷、1人が突進され軽傷

資料 表 3 県内におけるイノシシの人身事故の詳細

資 4 捕獲従事者状況

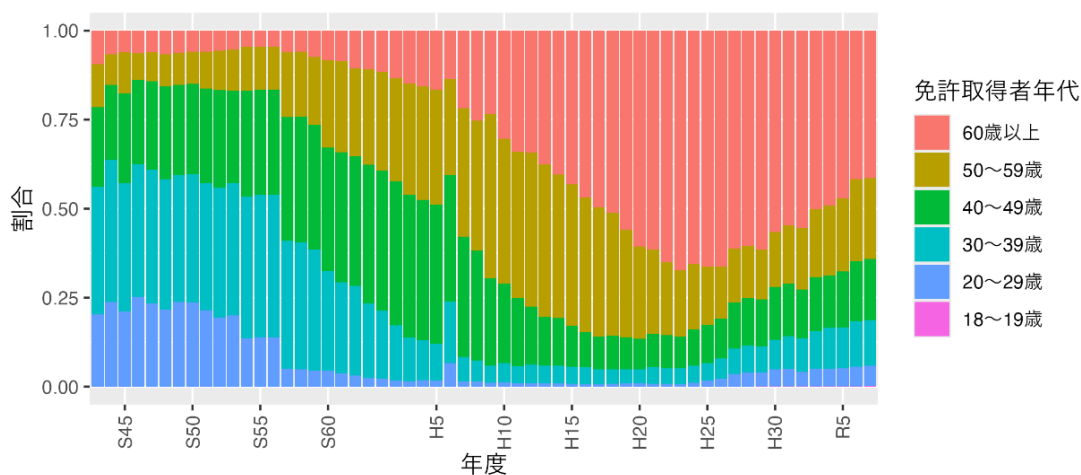
狩猟免許発行件数は、最多だった昭和56年度以降は減少が続き、最少となった平成27年度に4,612件となったが、平成28年度以降はわずかながら増加傾向に転じ、令和7年度には5,508件となった（資料図4）。

狩猟登録件数は免許発行件数と同様、減少傾向が続いていたが、1,916件となった令和4年度以降は微増傾向に転じ、令和7年度には2,016件となった（資料図4）



資料 図 4 狩猟免許発行件数及び狩猟登録件数の推移

平成27年度にわな・網免許取得年齢制限が18歳に引き下げられて以降、20歳未満の件数は徐々に増えており、令和7年度には9件の発行があった。また、平成23年度を境に60歳以上の割合が下がっており、20～39歳の取得者の割合が上昇している（資料図5）。



資料 図 5 狩猟免許発行件数及び狩猟登録件数の推移